

平成二十年三月二十四日提出
質問第二一七号

政府広報「後期高齢者医療制度のお知らせ」に関する質問主意書

提出者 山井和則

政府広報「後期高齢者医療制度のお知らせ」に関する質問主意書

政府広報第四号「あしたのニッポン―後期高齢者医療制度のお知らせ」（平成二十年三月）では、「七十歳までの方と変わらず、必要な医療を受けることができます」と記されている。

「七十四歳までの方と変わらず、必要な医療」が受けられるとしているのはなぜか。その理由をお教えいただけますか。

右質問する。